

議案第 4 号

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学検査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則について

以下の理由により、東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学検査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年10月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

当該規則に定める免除の期間が終了していることから、当該規則を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則（平成24年沖縄県教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁教育支援課

1 件名

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則を廃止する規則

2 制定の経緯及び必要性

- (1) 本県は、平成23年東日本大震災に際し、被災者が沖縄県立高等学校へ転入学する場合の就学機会の確保等を目的に、「東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料等の免除に関する特例を定める規則」を制定し、入学料等の免除を行った。
- (2) 平成24年には当該規則を「東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則」（以下「規則」という。）へ全文改正し、当該規則による免除の期間を災害救助法施行令の規定による救助期間の終了した日から2年以内とした。
- (3) 令和6年現在、当該規則の免除期間は終了していることから、廃止する必要がある。

3 制定案の概要

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則（平成24年沖縄県教育委員会規則第9号）は廃止する。（第1条関係）

4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例